

京都市告示第 100 号

京都市駐車場条例第 21 条の 2 の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで、京都市醍醐駐車場の管理を次のとおり委託します。

平成 17 年 4 月 1 日

京都市長 梶本 頼 兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
京都醍醐センター株式会社	京都市伏見区醍醐高畑町 30 番地の 1	<ol style="list-style-type: none"><li>1 京都市醍醐駐車場（以下「駐車場」という。）を設置目的に従った利用に供すること。</li><li>2 駐車場の施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。</li><li>3 駐車場の利用状況の調査及び利用促進に関すること。</li><li>4 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理等に関し、市長が必要と認める事項。</li></ol>

(都市計画局都市企画部都市総務課)